IBM FM4MのApache Licenseまとめ

Apache License 2.0 のソフトウェアを**自分のプロダクトに組み込むことは可能**です。特定の条件を守れば、自由に使用、改変、配布、サブライセンスができます。

**できること**

1. **使用・改変** – ライセンスされたコードを自由に使い、変更できます（個人・商用どちらも可）。
2. **再配布** – オリジナルまたは改変したものを、**ソースコード**・**コンパイル済みの形** で配布できます。
3. **サブライセンス・販売** – Apache ライセンスのコードを組み込んだ製品を**販売**できます。
4. **派生作品の作成** – 元のソフトウェアを改良し、再配布することも可能です。

**守るべき条件**

1. **ライセンスを含める** – 配布時に Apache License 2.0 のコピーを**必ず同梱**する。
2. **クレジットの表示** – 元のコードを改変した場合、**変更を加えたことを明記**する。
3. **商標は使えない** – 元のプロジェクトの**名称、ロゴ、商標は許可なしに使用不可**。
4. **NOTICEファイルの保持**（もしあれば） – オリジナルの NOTICE ファイルがある場合、それを**改変後のソフトウェアにも含める**必要がある。
5. **特許保護の条件** – もし Apache ライセンスのソフトウェアを含む製品をめぐって **特許訴訟** を起こすと、このライセンスによる使用権が**取り消される**。

**クローズドソース（非公開）製品にも使える？**

はい！Apache License 2.0 は **GPL と違って、コードを公開する義務はありません**。  
つまり、Apacheライセンスのコードを使用したソフトウェアを**クローズドソース（非公開・商用）として提供することも可能**です。ただし、上記のライセンス条件を守る必要があります。

**商用利用にも適している**

Apache License 2.0 は **商用製品** に組み込むのに適しており、正しくライセンスを適用すれば**安全に利用**できます。